

# 「Go To キャンペーン」の実効性 ある取組に向けた緊急提言

令和2年6月29日

全 国 知 事 会



## 「Go To キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、6月19日からは都道府県をまたいだ移動の自粛も緩和されたところである。

今後、国民一人一人が安心感をもって日常生活を送るためには、「感染予防」と「社会経済活動の再開」の両立が不可欠である。そのためには、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、甚大な影響を受けている観光・飲食業やイベント・エンターテインメント業などの需要喚起を図っていかねばならない。

日本全体の繁栄には、地方が元気になることが必要である。地方においては先行して独自の取組を進めているところもあるが、国と地方が一体となって国内の需要喚起に取り組み、日本国内における人の流れと街のにぎわいを創り出し、地域を再活性化させなければならない。

については、次の項目を踏まえ、「Go To キャンペーン」が地域経済回復に大きな効果を生み出すよう、実効性ある取組となることを求める。

### 1. Go To Travel について

- (1) ホテル、旅館、交通機関、旅行業などの民間事業者、国民などの消費者、地方公共団体等が十分な準備や計画を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、十分な周知を行うこと。特に、地域共通クーポン加盟店の参加・登録の呼び掛けや申請手続きなど、地方の負担も相当見込まれることから、早急にスキームを明確にし、説明会等を実施すること。
- (2) 観光需要や地域経済の回復を目的に、多くの地方公共団体が独自に宿泊料割引などの事業に取り組んでおり、「Go To Travel」の実施に当たっては、地方の取組との併用を可能とするなど、相乗効果を発揮できるよう、実施時期や内容、方法の詳細検討を行うこと。
- (3) 特定の宿泊施設・観光地・地域又は特定の時期に、その効果が偏ることがなく、全国に事業の効果が波及し、観光誘客が進展するよう、地方ブロック又は都道府県ごとに着地ベースの予算枠を設けることや平日割の導入などによる利用時期の分散を図ること。また、大手旅行者のみならず地方の中小の宿泊施設、旅行者も十分に利用されるよう実施方法や広報について配慮すること。
- (4) 観光など地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了するこ

となく、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

- (5) 宿泊施設については、簡易宿所や民泊も対象とし、インターネット環境のない施設への支援も行うこと。また、地域共通クーポンの利用対象については、地方の裁量により登録できるよう対象範囲を広くし、地域ごとに利用可能施設一覧を作成するなど、観光客の利便性向上も図るとともに、加盟店の人的・財政的負担を最小限とすること。
- (6) 「Go To Travel」は、対象事業者の範囲が非常に広く、多くの問い合わせが想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化するとともに、複数のコールセンター設置や都道府県ごとの担当スタッフの配置など十分なサポート体制を整えること。また、業者への支払い等の精算業務も速やかに実施できるよう万全な事務局の体制を構築すること。

## 2. Go To Eat について

- (1) 飲食店が十分な計画や準備を行うことができるよう、制度の詳細を速やかに示すとともに、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 生産や出荷が落ち込んでいる農林水産事業者を支援するため、国内の農林水産物、加工食品を消費する仕組みとすること。また、地産地消を推進する飲食店については、ポイントを上乘せするなどの工夫をすること。
- (3) キャンペーン開始までに、登録を希望する飲食店が登録できるように支援するとともに、キャンペーン期間中のフォロー体制を整えること。また、オンライン予約サイトの登録料やシステム運用等が飲食店の負担とならないように配慮し、利用されたポイントや食事券の換金は、速やかに実施されるようにすること。
- (4) オンライン予約に限定することなく、電話による予約や、デリバリー又はテイクアウトに対してもポイントを付与し、食事券の利用が可能な制度とすること。
- (5) 地域における需要が回復できるよう、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、事業期間満了まで継続的に支援すること。
- (6) 飲食業の需要喚起や農林水産物の販売促進を目的に、地方公共団体が独自に取り組んでいる事業と連携し、相乗効果を発揮できるよう、実施時期を検討するとともに、他のクーポンと併用できるような制度とすること。

### 3. Go To Event について

- (1) 地域で開催されている音楽・文化・芸術・スポーツ・伝統芸能などのイベントも支援の対象とするような制度にするとともに、関係者が必要な準備ができるよう、制度の詳細を速やかに示すこと。また、国民が分かりやすいようHPなどで十分な周知を行うこと。
- (2) 大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売業者も対象とするとともに、当日販売券も対象とすること。また、入場料が発生しないイベントについても、イベント会場内で使用できるクーポンを付与するなど、国内のあらゆるイベント・エンターテインメントの需要が喚起される制度とすること。さらに、チケット販売事業者を経由せず、主催者が販売するチケットについても、支援の対象とすること。
- (3) 屋内イベントの開催に際して、8月1日以降も収容定員の50%以内とする方針については、AIやスーパーコンピューターなど最新の知見を活用し、より適切な方針となるよう適宜見直しを行うこと。

### 4. Go To 商店街について

- (1) 地域の現状や要望に対応し、やる気のある商店街や商工団体等がイベント等の企画構想段階から支援を受けられる実効性のある制度にするとともに、制度の詳細は速やかに公表すること。また、十分な広報を行い、支援を希望する商店街等が参加できるようにすること。なお、商店街等がしっかり準備できるよう、余裕のあるスケジュール設定をすること。
- (2) 小規模な商店街など支援手続きに不慣れなことも想定されるため、申請手続き等を可能な限り簡素化し、事務局に十分なサポート体制を構築すること。
- (3) 支援にあたっては、概算払いを可能とし、可能な限り商店街等に負担が生じないように、支援上限額を拡充するなどの十分な財政支援を行うこと。

令和2年6月29日

全国知事会 会長  
徳島県知事 飯泉 嘉門  
全国知事会 国土交通常任委員会委員長  
大分県知事 広瀬 勝貞  
全国知事会 農林商工常任委員会委員長  
広島県知事 湯崎 英彦